

- 1 開催年月日** 平成 29 年 12 月 22 日 (金)
- 2 場 所** 三条市役所第二庁舎 301 会議室
- 3 時 間** 午後 2 時 開会  
午後 4 時 閉会
- 4 出 席 者** (委員)  
丸田会長、丸山副会長、元川委員、佐藤委員、川瀬委員、成澤委員、  
後藤委員、熊倉委員、鍋嶋委員、平岡委員、栗山委員  
※出席 11 名、欠席 2 名 (川崎委員、荒木委員)  
(事務局)  
福祉課  
渡辺課長、中村課長補佐、今井障がい支援係長、大桃主任、  
草野主任、中野主事  
子育て支援課  
栗林課長、村上主事  
相談支援事業所  
相談支援センターハート 山上相談支援専門員  
相談支援事業つなぐ 加藤相談支援専門員、尾坂相談支援専門員  
相談支援事業所ひめさゆり 目黒相談支援専門員、鈴木相談支援  
専門員  
相談支援センター青空 坂上相談支援専門員  
アイエスエフネットライフ三条事業所  
高橋東エリア統括部長、水留所長、日高副所長

## 5 議 事

- (1) 第 2 期三条市障がい者計画、第 5 期三条市障がい福祉計画、第 1 期三条市障がい児福祉計画について
- (2) その他

## 6 会議の概要

### 開会

会長挨拶 (丸田会長)

来年 4 月に法改正に伴い、新しい制度も創設され報酬改定もされる。今日は直接その議論にはならないが、国や県の動きを承知いただきながら活発な議論をお願いしたい。

委員交代について (中村福祉課長補佐)

2 人の委員の交代について報告する。

三条公共職業安定所様から参加いただいていた平田委員について、本協議会を退任となり、後任に同所所長の成澤康仁様に就任いただくことになった。

続いて、三条商工会議所様から参加いただいていた小越委員について、同所常議員の川崎国雄様に就任いただくことになった。

## 議事

- (1) 第2期三条市障がい者計画、第5期三条市障がい福祉計画、第1期三条市障がい児福祉計画について

(今井障がい支援係長)

※別紙資料1にて説明

(丸田会長)

少し整理する。法律が異なっている3つの計画を一体的に策定したいという考え方と、障害者基本法に基づく障がい者計画の施策体系の方向性について意見を聞きたいというもの。その前段として理事者との協議は踏まえている。その上で本協議会の計画推進部会において取りまとめた内容を今日諮るもの。

3つの計画を一体的に策定するという施策体系について意見をもらい、その後、3計画の具体となる骨子案について説明をもらい、意見を頂戴したい。

(鍋島委員)

一体的に作る3つの計画期間はどうか。

(今井障がい支援係長)

障がい福祉計画、障がい児福祉計画が3年と決められていることから、3年としたい。

(鍋島委員)

後半に出てくるが地域包括ケアシステムを構築するという課題があるが、介護保険の地域包括ケアシステムとの連携も必要になってくると思う。第7期介護保険事業計画も3年の期間で計画が策定される。ここには出ていないが社会福祉法の改正に伴い地域福祉計画と、それに伴う活動計画を策定していくようにとも言われている。その辺りとの関連も出てくるものと思っていたため、計画期間の3年は妥当であると思う。大変な作業であるとは思いますがまとめて計画策定ができないかとも考えていた。

(丸田会長)

介護保険事業計画との整合性をどこで説明するか、各計画の上位計画として努力義務化される地域福祉計画との関連性をどこで説明するか議論になると思う。

(渡辺福祉課長)

これまで障がい者計画は10年であった。法改正が目まぐるしくある中で、タイムリーに、また一体的に3計画を策定する必要があるということ、また指摘の通り介護保険事業計画との整合性から3年と考えている。その中で計画の横串を刺していくものとしての地域福祉計画がある訳だが、当市では新しい計画の策定については未定の状況。それぞれの計画をしっかりと行っていけば横串は刺せていると考えているところであるが、その辺りも含め今後検討していきたい。

(丸田会長)

他にはいかが。

(一同意見なし)

(丸田会長)

意見が無いようなので、続いて計画案について説明をお願いします。

(今井障がい支援係長)

※別紙資料2にて説明

(丸田会長)

計画推進部会で議論になったことを紹介いただきたい。

(川瀬委員)

今の現状を合わせて意見があったのは相談支援の関係である。相談支援専門員の充実を図るとともに、相談支援事業所の新規参入を促さないと増え続ける計画相談に対応できない。それについて計画案にも反映されている。

次は個人的な意見として2つ話をしたい。1つ目は、就労移行支援や一般就労に向けての目標について、15頁には就労移行支援事業所の利用者数の目標値について7人増やし40人を目指すとしている。一方で、現在市内事業所の就労移行支援事業所の定員数を見ると46人である。平成29年度の実績を見ると32人であり、定員割れをしている状況である。それは何が課題なのかを考えると、利用者サイドと事業所サイドの両方に課題があるのではないかと思う。国は平成30年度の報酬改定の中で、法定雇用率が精神障がい者が含まれ2.2パーセントに上がるということもあり一般就労を更に増やすように言われている。就労移行支援事業所にはプラスアルファがある中で更に条件が出てきており、利用標準期間の2年間に就労できないものが1人以上いると報酬が減算されると漏れ聞いている。実績を上げるために就労定着支援という新しい仕組みを作ろうということだが人的配置もどうなるか分からない。

もう1点について。事業所から実際に一般就労した場合、非常に喜ばしいことの反面、事業所サイドとしては欠員が出てすぐには埋まらない、埋まるまでの間給付が入らないとなると就労支援事業の事業所運営が安定しない。その状況では場合によって規模を縮小することも考えられる。14頁から16頁においては実際に目標が達成できるかが心配であり、仕組作りをしていかなければならないと考えている。

(丸田会長)

他に意見はいかが。

(佐藤委員)

放課後等デイサービス事業について、障がい児福祉計画との整合性を図りながら運営していきたい。

16頁、重症心身障がい児を対象とした放課後等デイサービスについて整備済とあるが更に充実させていく必要がある。

(丸田会長)

教育の現場から何か意見は。

(熊倉委員)

特別支援学校の立場として、9頁、障がいの早期発見について関心を持って読んでいた。資料1の9頁にある年中児発達参観という三条市独自の取組に基づいて個別の発達支援計画を立てるとするのはとてもよいことだと思っていた。

10 頁には個別の発達支援計画の保護者共有率 100%に至っていないという実態がある。就学前指導を通じ保護者と接する中で、どのような保護者と共有しにくいのか考えると、保護者が見ている家では普通だが集団に入ると動きにくい子どもの保護者であると思う。そのような保護者に対し理解の促進を図っていくことは本当に大事なことであるが、今はそれをする人がいない状況であり、そこに市が入って行おうとするのは敷居が高いと考える。そうなる発達支援コーディネーターが果たす役割は大きいと思う。資料2の9頁にある発達支援コーディネーターのいる園がどのくらいあり、どのように機能しているのか知りたい。保護者からすると身近な存在である園の担任等の話は信頼して聞けるため、その充実というのは必要な保護者支援になると思う。

(栗林子育て支援課長)

発達支援コーディネーターは、各園の所長・園長の次のナンバー2やそれに当たるような主任レベルが兼ねている。研修は平成27年度から開始しており、毎年度実施している。これまで参加いただけなかった園もあったが、今年度においては全ての保育所、幼稚園等から参加していただき、全ての園に発達支援コーディネーターが設置されたところである。基本的にはクラス担任が保護者と接しているが、地区担当の保健師と保育所等が車の両輪のように保護者支援をしている。そこへ更に全体を見るような、園として支援を必要とする子どもの保護者を支えるサポート役として発達支援コーディネーターが必要とされている。個別の発達支援計画が立てられ、保護者共有されるようになり、小中一貫教育推進課からは今年度は支援が必要な児童の保護者の理解がよかったという話もあった。ようやく事業の成果が出てきたかなと思っているところである。

(丸田会長)

課題を感じているところはあるか。一部の自治体では診断的な理解は深まるが、子どもと保護者の置かれている環境をどのように調整していくかという意味での保護者支援がやや弱い実態がある。保護者が戸惑ってしまうのは発達の診断の理解にどうしてもウエイトが置かれてしまい、環境調整に支援が届かないという現状がある。

(熊倉委員)

まさにおっしゃるとおり。診断名を付けることを否定する訳ではなく、学校において合理的配慮をしながら支援の方針を決める上でとても大事なことである。しかしそれが目標ではない。診断名が付いたその時点から保護者の悩みが始まり、どうしたらいいかということである。1つのケースとして、保護者にも特性があり理解に手間取るということもあり、その場合、保護者のケアも必要になる。診断が付いて終わりではなくそこがスタートであるという認識で環境調整が図れるとよい。それを保育所、幼稚園から小学校へつなぎ支援体制を整えることが大切であると思う。

(栗山委員)

小さい頃から一貫して支援が受けられるというのは親としても安心できることである。「障がい児」の項目が出てくること自体が嬉しい。特に発達障がいの

保護者はとても悩んでいると思う。保護者の理解は難しい。県のペアレントメンターの講習を受け、最初に保護者の気持ちを聞くという活動を行っていたことがあったが、現在の保護者は孤独である。何でもネットで調べれば分かるため、一人で抱え込む。親同士の繋がりが薄いため、同じような境遇の保護者が繋がれる何かがあるといいのではないか。

(丸山副会長)

若い保護者が集まりに参加しないという話はよく聞く。同じ立場の中では気が楽になることもあると思う。引き出す力があるとよいと思う。

(丸田会長)

気になっていたのは児童発達支援センターについてである。センターではなく事業所にセンター機能を持たせるという整理であるが、三条市が育ててきた法人等が児童発達支援センターに変わる児童発達支援事業所として幅広い視野を持って機能するという点でよいのか。直営で考えているのか、法人で担うものになるのか考えを聞きたい。

(栗林子育て支援課長)

児童発達支援事業を市直営で実施している。教育委員会子育て支援課では保育所や幼稚園、児童クラブを所管しており、また妊婦健診や乳児健診を実施し、先程あった年中児発達参観も実施している。そして子育て支援課の中に子どもの育ちサポートセンターを作り、その中に児童発達支援事業所の子ども発達ルームがある。子ども発達ルームでは既に保育所等を訪問し支援を行っている。また、子どもの育ちサポートセンターには保育士や臨床心理士もおり、様々な職種による相談機能を有しているため、そもそもセンター機能を有していると言える。

(丸田会長)

今回はニーズ調査のような実態調査は敢えてせず、利用状況を踏まえ計画に反映させるという考えでよいのか。

(渡辺福祉課長)

相談支援専門員から現場の声を把握する等、社会福祉法人の状況を確認し、反映したものである。

(川瀬委員)

12 頁の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて入院患者の退院に向けた協議の場をぜひ設置してもらいたい。長期入院により長年地域から離れていることからどのような形で地域に戻すのが課題である。受け皿としての福祉サービスがまだ脆弱であると思う。精神障がい者を主に支援しているが医療的な支援と福祉的な支援と両軸が必要であるため、両方の関係がより密になるような取組を要望したい。また将来的には高齢になり、介護保険との連携も必要になることから、メンバーには介護保険事業所にも入ってもらうように一体的に検討できる体制になることをお願いしたい。児童分野についても協議会等のメンバーに入ってもらい、今後検討するとよいのではないかと思う。要望する。

(丸田会長)

県の自立支援協議会でも常に議論になるところである。地域移行が進まないか

ら受け皿となるグループホームを作ればよいという簡単な話ではなく、もう少し踏み込んだ議論が必要となるものである。

(渡辺福祉課長)

現状としてどのような課題がありどのようなプロセスを踏むのがよいのか整理し、そのためにはどのような検討をしたらよいのかを考えていきたい。

(平岡委員)

利用者が高齢化することに関連し、親亡き後の支援として成年後見制度があるが、身内に成年後見人になってもらえれば内情も分かっているためよいが、身内がおらず司法書士等になってもらう場合、月々の報酬額を障害基礎年金の中でやりくりすることは大変である。サービス事業所を作ることとても大事なことではあるが、障がいのある人が何を望んでいるかを考え共生社会に向けて途切れのないようなシステムを構築して欲しい。

(丸田会長)

とても大事な意見である。サービスを提供することが目的ではなく、それを通して障がいのある人が望む生活を整えることが大切である。

社協の取組として、成年後見や市民後見に対し情報提供できることはあるか。

(鍋島委員)

来年度に向け、社協が法人後見をしようという考えがあり、それに向け職員配置を考えているところである。将来的には専門員を配置し成年後見支援センター等、中心となって支援できる体制を作っていきたい。市との連携も必要になるが、まずはどれだけニーズがあるか調査をした上で今後力を入れていきたい。

(丸田会長)

それは計画に反映していったいいという理解でよいか。

(鍋島委員)

よい。

(丸田会長)

共生社会について介護保険事業計画に織り込まれていれば、こちらにも反映させなければならぬと思うがいかがか。あまり前のめりになってはいけないものなので敢えて触れないようにするか、市の考えはあるか。

(渡辺福祉課長)

関係者と意見交換する中でどこまで書く必要があるか判断していきたい。

(丸田会長)

以前医療的ケア児の短期入所の機能を計画の中でどうするかが議論になったが、それに対する市の考え方がこの計画案からは見えてこない。今後検討の余地はあるのか。関係者からのヒアリングだけではニーズが抜ける心配がある。

(元川委員)

短期入所の利用はとても伸びている。計画には出ていないが数的には整備されていると考えている。ただし、医療的ケア児の短期入所となると職員配置、特に看護師の配置が追いつかないことから今は受けられない状況である。

また最近では家庭環境から長期に短期入所を使う障がい児が増えている。しか

し法改正の中で制限が出てくると、これまでの利用の仕方ができなくなることから、課題である。

(丸田会長)

報酬改定の中で国は重度対応のグループホームを増やしたいという考えのようであるが、それが次期計画の事柄になるのか今回の計画の事柄になるのか確認をしたい。

(渡辺福祉課長)

今回の計画には喫緊の課題について挙げさせていただいている。しかし計画に挙がっていないため行わないということではなく、検討を重ねていきたい。

また、先ほどの成年後見制度について、現行で市としても支援制度があることを申し上げる。

(丸田会長)

他にいかが。

(成澤委員)

福祉に詳しくないが、課題や問題点があることを理解できたため今後も勉強していきたい。

(丸田会長)

それでは他に無いようであれば議事(1)については、了承することよろしいか。

(一同、了承)

(丸田会長)

了承することに決定する。

(2) その他

(渡辺福祉課長)

※参考資料越後ジャーナル平成29年12月9日の記事について説明

障がい者雇用の取組を進めることが障がい者にとっても企業にとっても良いことではないかと思い開催した。これまではハローワークによる障がい者雇用の取組との関連が薄かったと思う。今後は連携させていただきながら一体的に行っていけないかと考えている。今後もよろしくお願ひしたい。

また次回日程については3月を予定している。詳しい日程は調整後案内させていただきます。

閉会